

2012年8月10日

北海道環境影響評価審議会
会長 大原 雅 様
同委員の皆様

(一般社団)北海道自然保護協会 会長 佐藤 謙
銭函海岸の自然を守る会 代表 後藤 言行
石狩海岸の風力発電を考える石狩市民の会 代表 安田 秀子

**経済産業省の風力発電事業に係る環境影響評価要項に基づく案件の審議としての
銭函風力開発建設事業に係る環境影響評価書に関する緊急の要望書**

貴審議会は、経済産業省の「風力発電事業に係る環境影響評価実施要項」に基づいて、本年7月18日、銭函風力開発(株)が北海道に提出した「銭函風力開発建設事業に係る環境影響評価書(以下、単にアセス書と記す)」について8月3日に第1回目の審議をされ、8月10日には2回目の審議が予定されています。

この案件は、北海道の自然環境保全上、また道民の健康被害を防止する観点で、非常に重大な問題を含んでおりますので、以下に述べる理由から、きわめて慎重な審議を強く要望いたします。

記

1. 銭函風力開発(株)のアセス書自体の問題

(1) 本アセス書が案の段階におけるパブリックコメントに対して真摯に答えられない問題点

この事業は、北海道が定めるすぐれた自然地域である石狩海岸の自然な海岸砂丘地形を破壊し、その生態系や生物多様性を根こそぎ破壊するにもかかわらず、アセス書案に対するパブリックコメントに示された様々な問題指摘に対して、アセス書では何ら根拠を挙げずに「回復する」と強弁するのみである。また、掘削土の量や改変面積の問題についても、方法書で示された数字を繰り返すだけであり、砂丘地形の大改変をきわめて過小に評価する態度に終始している。

自然な海岸砂丘は、一度破壊すればほとんど再生が不可能な脆弱な生態系と考えられる。このような生態系に大きな影響を与える危険性がある本事業において、影響が少ないと断定したアセス書が「準備書」としての要件を満たしているとは、とうてい考えられない。私たちは、貴重な自然が破壊される問題を看過するわけにはいかない。

(2) 今回、修正されたアセス書では、アセス書案段階のパブリックコメントに札幌市が示した「おおむね妥当」とする意見をすべて削除した問題点

私たちは、風力発電施設から生じる騒音・低周波音による健康被害は、風力発電機の定格出力に対応しておおむね増大するが、一定の距離(800kWの規格で3~4km)においても睡眠障害など世界に共通した症状として現れるので、大きな健康被害問題となる、と考える。ただし、国内において風力発電を推進する立場からは、単に「苦情者」と呼ばれているが、本州における被害者の声は座視できることではない。

本事業におけるアセス案の段階で、札幌市の「(アセス案) 検証専門家会議」は、騒音・低周波音の影響問題について「おおむね妥当」との答申をおこない、札幌市長はこの内容をそのままそっくりパブリックコメントに対する意見として事業者に示した。事業者はアセス書において、騒音・低周波音の影響について「おおむね妥当」とする札幌市の意見をお墨付きのように最大限利用した。

しかし、私たちは、この件に関して札幌市と4回にわたって話し合いを続けたところ、札幌市は事業者に最大限利用されている低周波音の影響にお墨付きを与えたことを考え直し、事業者は札幌市の低周波音にかかわる部分の「おおむね妥当」とする意見に対する記述を全文削除することとなった。

風力発電機の規格が大型化している現状において、また、基数の多さから、騒音・低周波音の影響については、きわめて慎重に審議されなければならない。

(3) 慎重な審議をお願いしたい

今回の事業者によるアセス書は、経済産業省の「風力発電事業に係る環境影響評価実施要項」によれば、法改正による激変的な緩和措置として「準備書」とみなされるものとされる。

しかし、自然環境保全上、そして健康被害を防止する観点から、大きな問題を包含するこのアセス書について、単に45日間という日程にとらわれず、環境影響評価を全面的にやり直させることが必要と考えられる。審議委員の皆様方には、後世に悔いを残さないよう、きわめて慎重な審議を切に望む次第である。

2. 石狩湾新港付近において4事業の風力発電事業計画が個別に進行しているので、全体的な環境影響評価が不可欠である。それ故に、個別の計画に絞って審議を終了させないでいただきたい。

銭函風力開発(株)による本事業は、石狩海岸(石狩湾新港区域の西側、小樽市銭函側)の海岸砂丘上に15基の風力発電機を設置する計画であるが、その他に近隣地域に合計4事業の風力発電事業が計画されていることは、決して無視できる事態ではない。

石狩湾新港地域においてエコ・パワー(株)による「石狩湾新港ウィンドファーム(仮称)事業(最大出力30,000kW、2,000kWの風力発電機では15基、3,600kWでは8基)」が計画され、石狩湾新港区域内の第一防波堤の外海側に(株)グリーンパワーインベストメントによる「(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業(最大出力100,000kW、2,500kWの風力発電機では40基)」、さらに、石狩湾新港区域から陸側における(株)市民風力発電による「石狩コミュニティウィンドファーム事業(最大出力20,000kW、2,000kWの風力発電機では10基)」が計画されており、これら3事業は、それぞれ去る5月中旬と7月初旬・中旬に環境影響評価方法書に対するパブリックコメントを終えたばかりである。

したがって、石狩海岸一帯では、合計約80基もの風力発電施設が林立することもありえ、銭函風力開発の事業によって影響が危惧される海岸砂丘の自然地形・自然生態系・生物多様性だけではなく、鳥類相、コウモリ類相などを含む海岸生態系全体・海岸の生物多様性全体への影響は計り知れず、洋上発電施設による新港区域外の水産業への影響も計り知れない。

また、騒音・低周波音の影響は、新港区域という労働の場(小樽市・石狩市)はもちろん、札幌市や石狩市の住宅地へもかなり近距離にあり、また、近年ほど風力発電機の規格が大きな風力発電施設になっているので、騒音・低周波音の影響もきわめて慎重に検討し

なければならぬ。まして、大都市近郊に 80 基もの風力発電施設が建設されることは全国に例を知らないが、その総体としての影響は多くの道民の健康被害として現れることが懸念されるので、きわめて慎重でなければならない。さらに、石狩海岸は、多くの道民によって海水浴、自然探索など憩う場として活発に賢明に利用されているが、そのような利用が今後可能であるかについても、慎重に吟味されなければならない。

現下の社会情勢においては、風力発電などの自然エネルギーの活用自体は否定されるべきものではないが、石狩海岸におけるこのような風力発電事業については慎重に検討し、後世に悔いを残すべきではない。

貴審議会におかれては、石狩海岸における大規模な風力発電事業全体を見渡し、道民、小樽・札幌・石狩の市民から広く意見を聞きながら、きわめて慎重に審議していただきたいと、切に願います。なお、貴審議会は、公開されていますが、録音や撮影も許されない状況にあり、市民・道民に開かれているとは決して言えません。市民・道民から様々な意見を聞くこととともに、市民・道民に対して、資料を共有し、審議の場を全面的に公開すべきことを要望として付け加えておきます。